

令和3年度 第1回 福岡市町界町名整理審議会

日時：令和3年10月4日（月）14：00～
場所：TKPガーデンシティPREMIUM天神
スカイホール ウェストルーム

会 議 次 第

1 開会

2 会長の互選等について

3 議事

西区徳永・田尻地区の町界町名整理について

4 閉会

【資料一覧】

| | | |
|-------------------------|-------|-----|
| ① 委員名簿 | ．．．．． | P 1 |
| ② 福岡市長からの諮問 | ．．．．． | P 2 |
| ③ 徳永・田尻地区公称現況図（別図1） | ．．．．． | P 3 |
| ④ 徳永・田尻地区町界町名変更（案）（別図2） | ．．．．． | P 4 |
| ⑤ 町界町名整理及び住居表示の考え方 | ．．．．． | P 5 |
| ⑥ 位置図 | ．．．．． | P 6 |
| ⑦ 町界町名整理に係る経緯及び概要 | ．．．．． | P 7 |

（参考資料）

| | | |
|----------------------|-------|------|
| 福岡市町界町名整理審議会規則 | ．．．．． | P 9 |
| 福岡市町界町名整理審議会の近年の開催実績 | ．．．．． | P 10 |

福岡市町界町名整理審議会委員名簿

| 区 分 | 氏 名 | 職 名 | 備 考 |
|----------------|---------|-----------------------|-----|
| 市議会議員 | 打越 基安 | 福岡市議会議員 | |
| | 古川 清文 | 福岡市議会議員 | |
| | 成瀬 穂美 | 福岡市議会議員 | |
| | 綿貫 英彦 | 福岡市議会議員 | |
| | 中島 まさひろ | 福岡市議会議員 | |
| 関係官公庁 の 職 員 | 高原 功 | 独立行政法人都市再生 機構九州支社長 | |
| | 井上 隆幸 | 福岡法務局民事行政部 首席登記官 | |
| | 黒木 正晴 | 福岡県警察 福岡市警察部長 | |
| 商工会議所 議 員 | 永江 静加 | 商工会議所議員 (副会頭) | |
| | 藤井 春奈子 | 商工会議所議員 | |
| 学識経験者 | 有馬 学 | 九州大学名誉教授 福岡市博物館総館長 | |
| | 松永 マツエ | 福岡市自治協議会等 7区会長会代表 | |
| | 石内 絵衣子 | 福岡市七区男女共同 参画協議会代表 | |
| | 角田 真理子 | 福岡市公民館館長会 副 会 長 | |
| | 三島 由美 | 日本郵便株式会社 福岡中央郵便局長 | |
| 市 職 員 | 町田 一彦 | 福岡市住宅都市局理事 | |
| | 下川 祥二 | 福岡市市民局長 | |

市区第 301 号
令和 3 年 9 月 17 日

福岡市町界町名整理審議会
会 長 様

福岡市長 高 島 宗一郎
(市民局総務部区政課)

町又は字の区域及び名称の変更について (諮問)

標記につきまして、西区徳永・田尻地区の町界町名整理を実施したいので、下記のとおり諮問します。

記

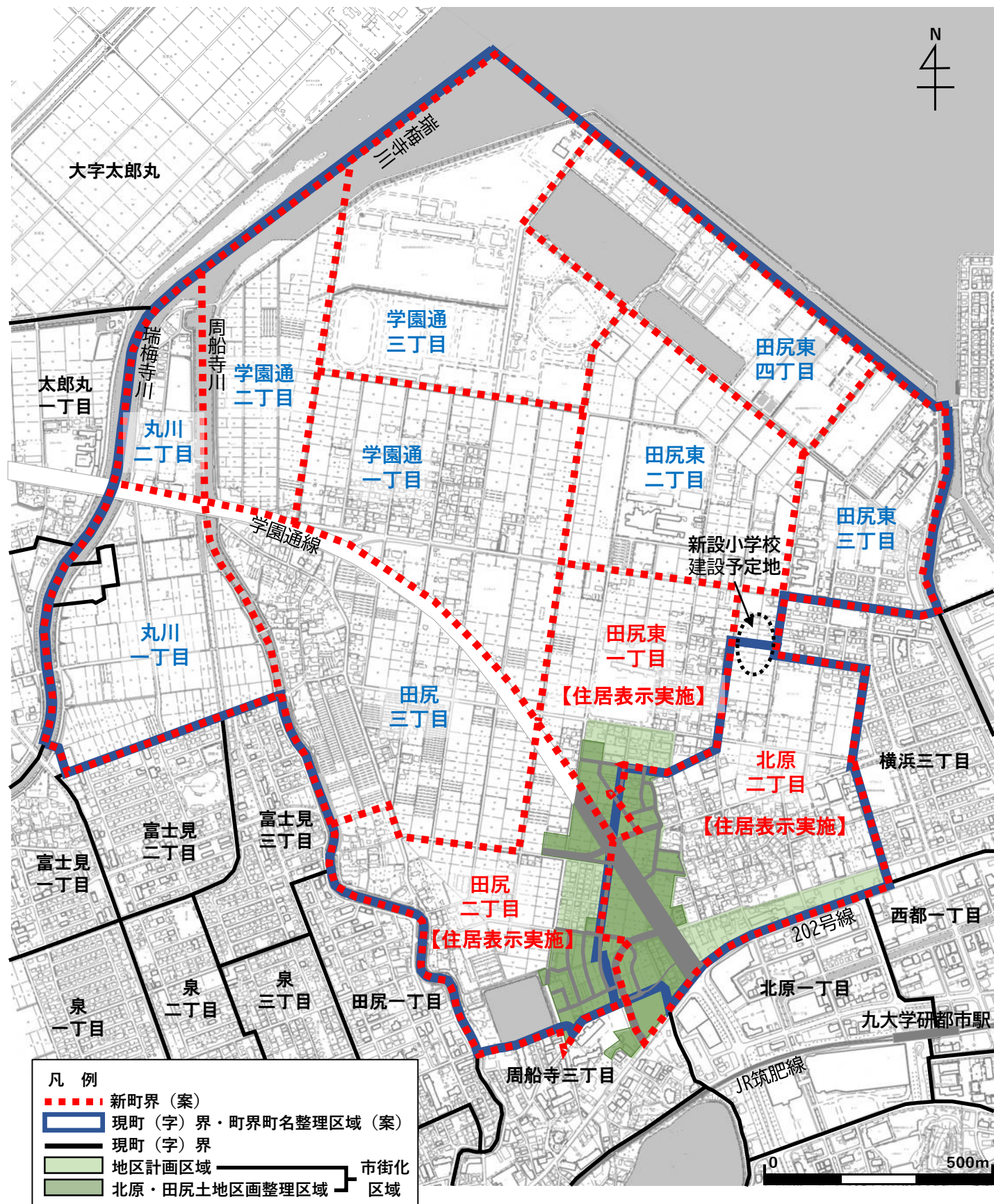
西区徳永・田尻地区について

別図 1 (公称現況図) の区域内の町又は字の区域及び名称を別図 2 (町界町名整理 (案)) のとおり変更する。

徳永・田尻地区 公称現況図



徳永・田尻地区 町界町名整理 (案)

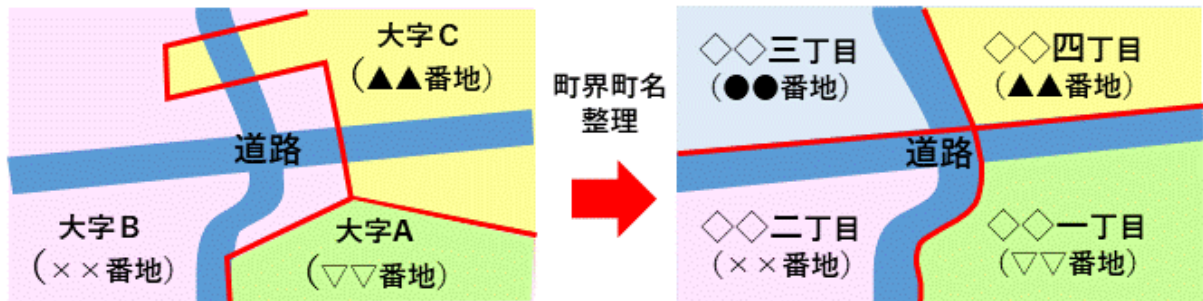


町界町名整理及び住居表示の考え方

町界町名整理とは？

「町界町名整理」は、複雑でわかりにくい町または字の区域（大字〇〇など）を、道路・河川・水路・鉄道等の明確な地形・地物によって、わかりやすく、また、各町が一定基準の面積になるよう町界を整理しなおし、連続性を持った町名（〇〇×丁目）をつけるものです。

- ◆町の規模 地域の性格、隣接地域の状況、用途地域別、人口、家屋の密度、地形等を勘案して実施し、適当な規模に定めています。
- ◆町の名称 なるべく従来の名称に準拠し、由緒あるもの、親しみ深いもの、語調の良いもの等から、実施地区の住民の皆様との協議を踏まえて採用しています。
全市を通じて同一町名は採用せず、類似や紛らわしい町名、単独町名は避けることとしています。

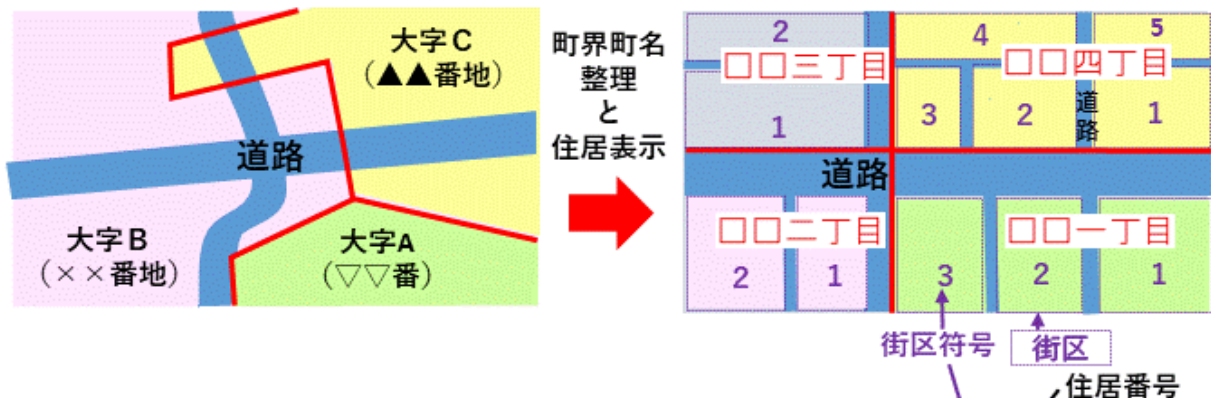


例えば 西区 大字田尻100番地 ⇒ 西区 ◇◇五丁目100番地

住居表示とは？

「住居表示」は、市街地において、住所の表し方を「地番」から「街区符号」と「住居番号」に変えることにより、郵便物等の遅配や誤配を防いだり、訪問者や緊急車両等にとって住所がわかりやすくなるように、「住居表示に関する法律」に基づいて実施します。

福岡市では、基本的に市街化区域を対象としているため、土地区画整理の実施時などに、町界町名整理と併せて実施しています。



例えば 西区 大字田尻250番地 ⇒ 西区 ◇◇一丁目3番3号

位置図



西区徳永・田尻地区町界町名整理に係る経緯及び概要

1 経緯

「福岡市北原・田尻土地地区画整理事業」の施行に伴い、住居表示を実施するため、また、施行地区と併せて西区徳永(国道 202 号以北)及び田尻地区全体の町界町名整理について、地元町内会から要望書が提出されたため、当該地区について、町界町名整理を実施するもの。

2 福岡市北原・田尻土地地区画整理事業の概要

- (1) 事業名 福岡市北原・田尻土地地区画整理事業
- (2) 事業主体 北原・田尻土地地区画整理組合
- (3) 事業期間 平成 30 年度～令和 4 年度(予定)
- (4) 施行面積 約 11.8ha
- (5) 事業地域 西区大字徳永、大字田尻、周船寺三丁目の各一部

3 新町界町名(案)の概要

| 新町名 | 新町名の読み方 | 現公称町名 | 面積 (推計) | 世帯数 |
|--------------------|------------------------|------------------------|--------------|-------|
| | ローマ字のつづり | | | |
| 北原二丁目 (住居表示実施) | きたばる にちょうめ | 大字徳永 大字田尻 周船寺三丁目 | (ha) 32.3 | 268 |
| | Kitabaru 2-chome | | | |
| 田尻二丁目 (住居表示実施) | たじり にちょうめ | 大字徳永 大字田尻 周船寺三丁目 | 22.5 | 133 |
| | Tajiri 2-chome | | | |
| 田尻三丁目 | たじり さんちょうめ | 大字田尻 | 30.4 | 119 |
| | Tajiri 3-chome | | | |
| 田尻東一丁目 (住居表示実施) | たじりひがし いっちょうめ | 大字徳永 大字田尻 | 17.7 | 131 |
| | Tajiri-higashi 1-chome | | | |
| 田尻東二丁目 | たじりひがし にちょうめ | 大字田尻 | 22.9 | 13 |
| | Tajiri-higashi 2-chome | | | |
| 田尻東三丁目 | たじりひがし さんちょうめ | 大字田尻 | 13.5 | 338 |
| | Tajiri-higashi 3-chome | | | |
| 田尻東四丁目 | たじりひがし よんちょうめ | 大字田尻 | 20.0 | 1 |
| | Tajiri-higashi 4-chome | | | |
| 学園通一丁目 | がくえんどおり いっちょうめ | 大字田尻 | 29.1 | 130 |
| | Gakuen-dori 1-chome | | | |
| 学園通二丁目 | がくえんどおり にちょうめ | 大字田尻 | 13.7 | 2 |
| | Gakuen-dori 2-chome | | | |
| 学園通三丁目 | がくえんどおり さんちょうめ | 大字田尻 | 28.2 | 0 |
| | Gakuen-dori 3-chome | | | |
| 丸川一丁目 | まるがわ いっちょうめ | 大字田尻 大字太郎丸 | 20.1 | 14 |
| | Marugawa 1-chome | | | |
| 丸川二丁目 | まるがわ にちょうめ | 大字田尻 | 5.2 | 19 |
| | Marugawa 2-chome | | | |
| 計 | | | 255.6 | 1,168 |

福岡市町界町名整理審議会規則

昭和35年10月27日
規則第78号

(目的)

第1条 この規則は、福岡市附属機関設置に関する条例（昭和28年福岡市条例第70号）第4条の規定に基づき、町界町名整理審議会（以下「審議会」という。）の位置、所掌事務、組織、委員その他の構成員及びその運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(位置)

第2条 審議会は、市民局総務部区政課内に置く。

(所掌事務)

第3条 審議会は、町界町名整理事業に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第4条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 前項の委員のほか、審議会に、区画整理事業施行地区等特定の地域に関する調査審議について必要があるときは、6人以内の特別委員を置くことができる。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係官公庁の職員
- (3) 商工会議所議員
- (4) 学識経験者
- (5) 市職員

2 特別委員は、関係土地区画整理審議会の委員及び当該地域の町界町名に特に関係のある前項各号（第4号を除く。）に掲げる者のうちから市長が任命する。

(任期)

第6条 前条第1項第4号に掲げる者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第1号から第3号まで又は第5号に掲げるもののうちから任命された委員は、任命したときの職に在職する期間中委員として在任するものとする。

3 特別委員は、その関係する特定の地域に関する審議会の調査審議が終つたときは、その職を失なうものとする。

(会長)

第7条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員が会長の職務を行う。

(会議)

第8条 審議会は、委員（特別委員を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員（特別委員を含む。）の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民局総務部区政課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

福岡市町界町名整理審議会の近年の開催実績

| 年度 | 月 | 審議地区 | 新町名等 |
|------------|--------|------------------------------------|----------------------------------|
| 平成 16 | 9 | 西区大字金武・西入部地区 | 室見が丘一～三丁目 |
| 17 | 6 | 東区香椎浜三丁目 (アイランドシティ) 地区 | 香椎照葉一～五丁目、 みなと香椎 |
| | 1 | 西区田尻地区 | 富士見一～三丁目 |
| 18 19 | 開催実績なし | | |
| 20 | 11 | 東区香椎浜三丁目(香椎パークポート、 アイランドシティ) 地区 | 香椎浜ふ頭一～四丁目、 みなと香椎一～三丁目 |
| 21 22 | 開催実績なし | | |
| 23 | 12 | 東区香椎照葉地区 | 香椎照葉六～七丁目 |
| 24 | 5 | 西区元岡土地区画整理事業地区 | 九大新町 |
| | 12 | 西区今宿・女原・徳永地区 | 今宿西一丁目、西都一～二丁目、 女原北、北原一丁目、徳永北 |
| 25～ 令和2 | 開催実績なし | | |